

「令和8年度在宅医療介護連携支援事業」実施スケジュール表

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 在宅医療・介護連携統括アドバイザーの配置	推薦・配置											
(2) 市町村担当者との連絡会議 (2回)			連絡会議①								連絡会議②	
(3) 在宅医療の人材育成に資する研修及び講演会												
ア 在宅医療体制強化及び介護連携の推進に資する研修及び講演会								講演会				
イ 医療・介護専門職の相互理解の推進に資する研修 (3回)							勉強会①		勉強会②	勉強会③		
ウ 在宅医療・介護連携推進コーディネーター、連携拠点コーディネーター勉強会					勉強会							
(4) 連携拠点の運営に関する助言、支援												
ア 在宅医療・介護連携統括アドバイザーと連携拠点との拠点会議 (2回)		拠点会議①									拠点会議②	
イ 宮古・八重山圏域における連携拠点の連携推進に関する支援												
◎宮古圏域				① (7～8月)		②?				③		
◎八重山圏域				① (7～8月)		②?				③		
ウ 特別養護老人ホーム等の配置医師が相互支援するグループの構築												
①準備会議				準備会議								
②シンポジスト打合せ会議					シンポジスト打合せ会議							
③シンポジウム						シンポジウム						
④交流会								交流会				
(5) 小児在宅医療提供体制の推進												
ア 小児在宅医療における提供状況の把握、課題の抽出及び対応策の検討			検討会									
イ 関係者の連携体制の構築や情報共有の支援					会議							
ウ 研修の実施									講演会			
合計	1	1	2	2	3	2	1	2	2	2	2	0

別紙

仕様書（案）

1 事業名

令和 8 年度在宅医療介護連携支援事業

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

本事業は、地域医療介護総合確保基金（医療分）を財源とし、当該基金に関する規定等に基づき実施するとともに、在宅医療・介護連携の推進に関する取組を実施する。

4 事業内容

(1) 在宅医療・介護連携統括アドバイザーの配置

ア 在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下「連携拠点」という。）及び在宅医療・介護連携推進事業（以下、「推進事業」という。）の取組を支援するため、在宅医療・介護連携統括アドバイザーを配置する。

イ 在宅医療・介護連携統括アドバイザーは、連携拠点及び推進事業のコーディネーター、市町村担当並びにその他関係者に対し、次のとおり支援する。

- ① 連携拠点及び推進事業の取組に関する日常的な相談
- ② 連携拠点及び推進事業の取組を実施する上での技術的支援
- ③ 連携拠点及び推進事業の取組事例についての横展開（情報共有）

(2) 会議の開催

連携拠点及び推進事業の状況把握、地域の課題やニーズ等を抽出、解決策検討のため以下の会議を開催する。

市町村担当（及び推進事業の受託者）との連絡会議（2 回）

(3) 研修・講演会の開催

関係者の相互理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、各種研修や講演会等を開催する。なお、内容については、適宜県と協議することとする。

ア 在宅医療の体制強化及び介護連携の推進に資する研修及び講演会

イ 医療・介護専門職の相互理解の推進に資する研修

ウ 在宅医療・介護連携推進コーディネーター・連携拠点コーディネーター勉強会

(4) 連携拠点の運営に関する助言、支援

連携拠点を中心に、地域の在宅医療・介護連携を推進するため、次の取組の実施に向けた助言及び支援を行う。

ア 在宅医療・介護連携統括アドバイザーと連携拠点との拠点会議（2 回）

- イ 宮古圏域、八重山圏域における連携拠点の連携推進に関する支援
- ウ 特別養護老人ホーム等の配置医師が相互支援するグループの構築

(5) 小児在宅医療提供体制の推進

小児在宅医療提供体制の充実に向けた取組を実施する。

- ア 小児在宅医療における提供状況の把握、課題の抽出及び対応策の検討
- イ 関係者の連携体制構築や情報共有の支援
- ウ 研修の実施

(6) その他

その他、適宜、県と協議のうえ、本事業に必要な取組を実施する。

5 再委託に関すること

- (1) 契約書第7条に規定する「契約の主たる部分」については、次に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

- (2) 契約書第7条に規定する「その他、簡易な業務」については、次に掲げるものとする。

- ・ 資料の収集及び整理
- ・ 複写、印刷及び製本
- ・ 原稿の入力並びにデータの入力及び集計
- ・ 人材派遣への委託による本事業実施に係る補助業務

6 成果物の提出

本事業で実施した事項は、全て業務完了報告書として取りまとめ、提出期日までに成果物等を提出すること。なお、作成された成果品の著作権は、沖縄県に帰属する。

(1) 成果物等

- ア 業務完了報告書
- イ 本事業で実施する各種会議や研修会等の配布物
- ウ 本事業に関する調整等の議事録
- エ イ及びウの電子データ

(2) 提出期日

提出期日は、本事業の完了日とする。

7 その他

- (1) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議して定める。
- (2) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。